

事 務 連 絡
令和2年(2020年)5月20日

各県立学校長 様

学校安全・体育課長
高校教育課長

部活動(運動部・文化部)の活動再開に向けた留意点について

部活動の再開については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和2年3月25日付け平31教安体第963号「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について」、令和2年3月31日付け事務連絡「部活動(運動部・文化部)の活動再開に向けた留意点について」及び令和2年4月24日付け令2教安体第116号『「学校における新型コロナウイルス感染症ガイドライン」の策定について』により、各学校において適切に対応されるようお願いしているところです。

つきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐために、貴校において5月25日以降に部活動を再開する場合は、改めて下記事項に留意され、適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。

記

- 1 生徒に発熱等の風邪の症状が見られるときは、部活動に参加させないこと。
- 2 当面は、日常の活動場所における活動とすること(遠征試合等は延期又は中止)。
- 3 近距離での会話や発声等が必要な場面では、飛沫を飛ばさないよう、マスクの着用を徹底すること。ただし、その着脱については、実施種目や実施内容、気候条件等を考慮して、適切に対応すること。
- 4 生徒に手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染防止対策を徹底させるとともに、部室等の利用に当たっては、「短時間の利用」や「交代での利用」に努めること。
- 5 体育館や教室など屋内で実施する部活動については、その場所のドアを広く開け、こまめな換気や消毒液の使用(可能であれば消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒)など、感染拡大防止に努めること。
- 6 生徒が密集する活動や、生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動については、密集せずに距離を取って行うことができる活動に替えるなどの工夫をすること。
- 7 部活動で使用する用具等については、使用前に消毒を行うとともに、生徒間で不必要に使い回しをしないこと。
- 8 部活動は生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であるが、生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教職員や部活動指導員等が部活動の実施状況を把握すること。

- 9 一斉臨時休業において、運動不足になっている生徒もいると考えられるため、十分な準備運動を行うとともに、身体に過度な負担のかかる活動を避けるなど、生徒の怪我防止・熱中症防止には十分に留意すること。
- 10 部活動の活動時間等（休養日や活動時間の設定）については、各学校の「部活動の活動方針」を厳守すること。その際、感染拡大防止の観点から、より短時間での効果的な活動とすること。
- 11 これらの留意点について、学校内での共通理解の下、生徒とその保護者にも説明し、了解を得た上で部活動を実施すること。

学校安全・体育課 学校体育班 担当：西村 康隆

TEL083-933-4690 FAX083-922-8737

高校教育課 普通教育班 担当：中村 淳一

TEL083-933-4627 FAX083-933-4619